

(別記)

福島県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の農業は、東日本大震災及び原子力発電所事故により通常の営農が制限される地域が存在するほか、十分に安全性が確認された農産物であっても買い控えが起きるなど風評による大きな影響を受けており、平成 23 年の農業産出額は 1,851 億円で震災前に比べ 20.6%減少し全国で最大の減少率となった。さらに、平成 26 年度には米価下落が起因し 1,837 億円まで減少したが、平成 27 年度には 1,973 億円まで回復している。

米については、本県の農業産出額の約 3 割を占め、生産量全国第 7 位となっているが、風評により販売棚の回復が遅れていることや他産地との価格差が生じており、厳しい販売環境にある。

大豆・麦については、土地利用型作物の基幹品目として、また食料自給率の向上及び地産地消の推進等の観点から水田での作付拡大を進めているが、大豆・麦の主力産地であった相双地方では、避難指示解除は順次進んでいるものの、津波被害や原子力発電所事故による生産基盤の損壊や担い手農家の長期にわたる避難などが、作付再開の阻害要因となっている。さらに、風評により流通・販売が低迷しており、この克服が課題となっている。

そばについては、福島県オリジナル品種「会津のかおり」を核として、全国 4 位の生産量面積を誇り、水田転作の主要品目として会津地方や中山間地域等を中心として年々、作付が拡大し、観光産業との連携など重要な地域振興作物となっているが、収量の安定と品質の向上、販売価格の回復が課題となっている。

なたねについては、相双地方を中心として 65ha（平成 28 年産）作付されており、原子力発電所事故により営農再開が本格的に進んでいない地域において、水稲作付の先駆けとなる作物としての作付が進んでいる一方、地域振興のための油糧作物として遊休農地の解消にも寄与しており、収量の向上と安定化を図る取組が必要となっている。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

ア 主食用米については、安全性を確保するとともに、需給調整の取組方針に基づき生産を進める。

イ 平成 30 年産からの生産数量目標の配分の廃止に伴い、産地間競争の激化が想定されることから、主食用米の生産においては、地域間調整の活用等により生産量を確保するとともに需要が高まっている業務用米に対応するため、経営規模の拡大や直播栽培、低コスト資材の導入等を推進して生産コストを低減し、競争力の強化を図る。

ウ 本県は、消費者の評価が高い「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」の主要な産地であり、今後とも、これらの強みを生かして食味ランキング「特A」の維持を目指した

一層の食味向上に取り組み、売れる米づくりを促進する。

エ 本県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」については、収量が多く、栽培しやすい特徴を生かして作付を拡大するとともに、肥培管理の徹底などにより食味と品質の向上を図る。

オ これまで本県で先進的に進めてきた環境と共生する農業（有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培）については、環境保全型農業直接支払の活用等により取組の拡大を図る。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

(ア) 飼料用米は、輸入トウモロコシの代替原料として潜在的な需要が多いことや稲作農家が主食用米と共通の機械・設備を利用することにより、少ない初期投資で取り組めることから、作付面積の拡大を促進する。また、多収品種の種子の安定供給や栽培技術の高度化、団地化の取組等により、収量の向上と生産コストの低減を図る。一方、漏生苗の発生などによる主食用米への混入（クロスコンタミ）対策が重要であることから、多収品種の作付や乾燥調製、保管管理などにおける留意点の周知を徹底する。

(イ) 飼料用米の流通については、地域内での情報収集とマッチングを進めるとともに、生産量が多い地域から畜産の盛んな地域への広域的な流通・利用を促進することで耕畜連携を図り、利用形態に合わせた加工・流通施設の整備を促進する。また、広域流通において飼料工場へ輸送する際の流通コストの低減を促進する。

推進にあたっては、産地交付金を活用し、以下の低コスト生産等の取組を積極的に支援し飼料用米の生産拡大を目指す。

- ① 多収品種の導入
- ② 直播栽培、疎植栽培、農薬の低減、立毛乾燥技術等の低コスト生産技術の導入
- ③ 生産の団地化、担い手への集積、収穫機械の共同利用、共同乾燥調製施設の利用、フレコン・バラ出荷
- ④ 不作付地の活用のための作付

イ 米粉用米

米粉用米については、需要の拡大に課題を抱えているものの、食料自給率の向上への寄与だけでなく、新たな商品開発とそれらを生かした地域おこしや観光との連携など、相乗的な地域振興への効果が期待できることから、コスト低減に向けた省力生産技術の確立を図り、地元産米を活用した6次化の推進と併せ、生産拡大を促進する。

については、産地交付金を活用し、以下の低コスト生産等の取組を積極的に支援し米粉用米の生産拡大を目指す。

- ① 多収品種の導入
- ② 直播栽培、疎植栽培、農薬の低減、立毛乾燥技術等の低コスト生産技術の導入
- ③ 生産の団地化、担い手への集積、収穫機械の共同利用、共同乾燥調製施設の利用
- ④ 不作付地の活用のための作付

ウ WCS用稲

WCS用稲は、原子力発電所事故の影響で利用が一部制限されている畜産農家の自給飼料の代替として活用が期待されることから、地域での耕種農家と畜産農家の結びつきを深め、生産の拡大を促進する。

- ① 多収品種の導入
- ② 専用収穫機械等の導入
- ③ 生産組織（コントラクター）の育成
- ④ 需給マッチング

エ 加工用米

加工用米については、全国的にも有数の日本酒の生産量を誇る本県では、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、低コスト安定生産を進めながら、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進する。

- ① 生産性の向上とコスト低減のため、直播栽培、疎植栽培、肥料・農薬の低減などの技術導入
- ② 生産の団地化、担い手への集積、収穫機械の共同利用、共同乾燥調製施設の利用、フレコン・バラ出荷
- ③ 不作付地の活用のための作付

オ 備蓄米

備蓄米は、販売先の不安がなく需給調整の手段としても有効であることから、県優先枠の確保を図りながら、産地交付金の活用による安定生産を促進する。

カ 醸造用米

醸造用米については、本県の酒造業者から要望が高く、着実な需要が見込まれることから、低コスト・高品位生産を進めながら、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、生産の拡大を促進する。また、複数年契約の促進により、生産者と酒造業者の結びつきを強化するとともに、酒造業者との情報交換を密に行い、需要に応じた生産を実施する。

- ① コスト低減と品質の向上のため、肥料・農薬の低減などの技術導入
- ② 生産の団地化、担い手への集積、収穫機械の共同利用、共同乾燥調製施設の利用

(3) 麦、大豆

麦、大豆は、土地利用型作物の基幹品目として、団地化や高品質安定多収技術の導入を進め、実需者ニーズに対応できる産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等での産地の回復を促進する。

(4) 飼料作物

ア 水田を有効に活用して、飼料用トウモロコシや単年生牧草などの飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進する。

イ 単年生牧草や飼料用麦類等の単年生飼料作物は、原子力発電所事故の影響により

その利用が制限されている永年性牧草の代替品として有効である。特に、飼料用トウモロコシについては、放射性物質の影響を受けにくく、牧草と比べて栄養価が高いことから飼料自給率の向上に重要な作物として、産地交付金を活用して以下の取組に対する支援を行い生産拡大を推進する。

① 排水対策

② 獣害対策（電牧設置等）

③ 県奨励品種の利用

(5) そば、なたね

ア そばは、全国第4位の作付がある産地であり、また、県オリジナルそば品種「会津のかおり」を代表に観光などと結びついて地域の活性化に寄与していることから、排水対策等により品質の向上を図るとともに、経営所得安定対策等のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進する。

イ なたねは、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力発電電所事故により営農再開が本格的に進んでいない地域において、水稲作付の先駆けとなる作物として生産を促進し、排水対策等により収量の安定化を図る。

(6) 園芸作物

ア 土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、園芸作物への転換や複合化を促進する。

イ 土地利用型園芸作物は、地域条件に応じた2年3作体系の導入や団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進する。

ウ 施設化や作型分化を進めるとともに、太陽光を利用した省エネルギー型施設やICT技術を活用し環境制御等を行う施設、水耕による周年生産システムなどの新たな生産方式の導入等を促進する。

エ 消費・流通形態が多様化している中で、ブランド化を進めるとともに、市場や実需者からの提案への対応や業務・加工用野菜を含めた新たな市場開拓を促進する。

(7) 不作付地の解消

本県の不作付地（不作付地の改善計画の提出面積）については、平成29年6月末までに改善が必要な面積の合計が2,953haとなっている。不作付地（耕作放棄地）は、病虫害の発生による隣接農地への悪影響など農業振興に支障を来すことから、これらの解消が課題となっている。こうしたことから、市町村及び地域農業再生協議会と連携して農業者への啓発・指導を図るとともに、交付金等が活用できる飼料用米、加工用米等への作付誘導により、平成29年度までに1,000ha程度の解消を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 <u>28</u> 年度の作付面積 (ha)	平成 <u>29</u> 年度の作付予定面積 (ha)	平成 <u>32</u> 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米	<u>60,100</u>	<u>58,300</u>	<u>57,700</u>
飼料用米	<u>5,520</u>	<u>6,520</u>	<u>9,520</u>
米粉用米	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>
WCS 用稲	<u>1,072</u>	<u>1,137</u>	<u>1,330</u>
加工用米	<u>357</u>	<u>378</u>	<u>440</u>
備蓄米	<u>3,684</u>	<u>3,687</u>	<u>3,697</u>
醸造用米	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>38</u>
麦	<u>178</u>	<u>181</u>	<u>190</u>
大豆	<u>866</u>	<u>872</u>	<u>890</u>
飼料作物	<u>3,200</u>	<u>3,217</u>	<u>3,267</u>
そば	<u>1,920</u>	<u>1,920</u>	<u>1,920</u>
なたね	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>70</u>
その他地域振興作物			
・ 園芸作物	<u>2,712</u>	<u>2,759</u>	<u>2,900</u>

4 平成 29 年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成 28 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
1	飼料用米	生産性向上の取組	イ	取組面積 (ha)	5,520	6,500
2	飼料用米 (多収品種 のみ)	大規模取組かつ 団地化の取組	イ	取組面積 (ha)	968	2,500
3	加工用米	生産性向上の取組	イ	取組面積 (ha)	357	370
4	醸造用米	生産性向上の取組	イ	取組面積 (ha)	19	30
5	飼料用トウ モロコシ	生産性向上の取組	ア	取組面積 (ha)	113	130

※「分類」欄については、実施要綱別紙 15 の 2 (6) のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。
(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか 1 つ記入してください。)

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

※平成 30 年度以降の目標値を設定している場合は、「平成 29 年度 (目標値)」欄の右に欄を設け、目標年度及び目標値を記載してください。

※現状値及び目標値が単収、数量など面積以外の場合、() 内に数値を設定する根拠となった面積を記載してください。